

社会福祉法人神戸市須磨区社会福祉協議会
地域福祉活動事業助成 実施要綱
(通称：こすも**スマ**イル助成)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神戸市須磨区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が共同募金及び善意銀行預託金等の一部を財源として、須磨区内（以下「区内」という。）の地域福祉の充実を図るために地域団体やボランティア等が取り組む活動の支援を目的として実施する助成事業について必要な事項を定めるものとする。

(対象団体および事業)

第2条 助成の対象団体は、社会福祉を目的とした事業を行っており、規約や運営体制等が整備され主体的な運営がなされている団体とする。ただし、営利、宗教、政治等の活動を目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等が関与する活動は対象外とする。

2 助成の対象事業は、区内において多様な方々を対象とした地域共生のための居場所づくり等地域福祉活動に取り組むことを目的とした事業とする。

(対象経費)

第3条 助成の対象は、次号に掲げる経費とする。

(1) 備品・器材購入経費

新たな活動の場の創設や、実施事業の拡充・充実のために備品・器材の購入に必要な経費。

(2) 活動の運営に要する経費

事業の運営に要する経費。

2 本助成金は、本会および他の社会福祉協議会、共同募金会等が実施する助成金との併用はできない。また、助成を受ける団体が直接実施する事業の経費に充当するものとし、人件費（助成対象団体の構成員に対する人件費）や他者への助成金や寄付金、協賛金等は対象外とする。

3 第1項第1号の助成金を受けた団体は、助成後5年を経過しなければ次の助成を受けることはできない。また、第1項2号の助成期間は上限3年間とする。

(助成額)

第4条 助成額は次の各号に掲げる額を上限とし、事業内容等を審査会において審査し、理事長が決定する。

(1) 備品・器材購入経費 10万円まで

(2) 活動の運営に要する経費 5万円まで

(助成申請)

第5条 助成を希望する団体は、本会が定める申請書（様式1～3）と必要書類（以下「申請書等」という。）を添えて、本会が指定した期日までに本会理事長宛に提出する。

(審査会)

第6条 本会は助成事業を審査するため、審査会を開催し、申請書類等に基づき助成団体及び助成額を決定する。

2 審査会の詳細については、別に定める。

(企画・提案の説明)

第7条 本会は審査会において、申請団体に対して、企画の説明を求めることができる。

2 前項により説明を求められた申請団体が、説明を行わなかった場合は不採択とする。

(助成決定通知)

第8条 本会は申請団体に対して、審査会において決定された内容について通知する。

2 前項の通知において、本会は助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(助成金の交付)

第9条 前条の決定通知を受けた団体は速やかに本会が定める助成金請求書(様式4)を提出し、本会は請求書受理後これを支払う。

(採択事業の変更)

第10条 助成を受ける団体が、やむを得ない事情により助成金の使途を変更する場合は、本会が定める計画変更申請書(様式5)を本会に提出し、承認を受けなくてはならない。

(助成金の返還)

第11条 助成を受ける団体が事業を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当する場合、本会は助成決定を変更もしくは取り消し、助成金の一部または全額の返還を命じることができる。

- (1) 助成決定後、事業等の実施が不可能になった場合、または事業の一部が実施不能となった場合。
- (2) 助成金を指定された事業以外に使用した場合。
- (3) 助成金の申請または報告に不正または虚偽の事項が判明した場合。
- (4) その他、本会の指示に従わない等、本会が不適当と認めた場合。

(事業完了報告)

第12条 助成を受ける団体は採択事業完了後、30日以内に本会が定める報告書(様式6・7)に事業内容及び助成金の使途を明記し、必要な書類を添付して提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。